

【平成28年第1回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

平成28年3月18日 まちづくり委員長 吉岡 俊祐

○「議案第25号 川崎市空家等対策協議会条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 協議会委員の分野について

協議会委員の分野には、行政、地域住民、学識、法務、不動産、建築、地域福祉があり、行政には市長、地域住民には町会、学識には都市計画・まちづくり、住宅政策及び公衆衛生、法務には弁護士、司法書士、土地家屋調査士及び不動産鑑定士、不動産には宅地建物取引業者、建築には建築士、地域福祉には社会福祉士がそれぞれ就任することを想定している。

* 協議会委員の選考時期について

本議案の議決後、各団体に対して、委員の推薦に係る手続を開始する。

* 12団体から13人以内の協議会委員を選考する際の内訳について

不動産分野における宅地建物取引業者が2団体あるため、両団体からそれぞれ1人の委員の選考を考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第26号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第27号 川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 今後の道路占用の対象の拡大及び地域住民が利用する場合の取扱いについて

現在、道路予定地の有効活用の対象としては駐車場を想定しているが、今回の条例改正に伴い、市民が利用する駐輪場等の施設についても対応が可能と考えている。また、地元町会等による道路等の一時利用については、これまでも一時利用の届出により貸し出しているため、今後も同様の形での取扱いが可能と考えている。

* 想定している利用期間について

道路法では占用期間の上限を20年と定めているが、現在、道路予定地における駐車場利用の場合は10年程度の期間を想定している。また、高架下については更に長期間の利用が可能と考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第33号 末長住宅新築第2号工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

*** 図面における階段室と廊下付近の扉の用途について**

図面上の扉は、階段室と廊下を隔てるものではなく、階段室下部に設置されている物入に対する扉となっている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第40号 市道路線の認定及び廃止について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第67号 平成27年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第68号 平成27年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第71号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律によって容積緩和される面積の考え方について**

エネルギー消費性能の向上に資する設備を設けた場合に、通常の床面積を超える分については、延べ面積の10分の1を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととするものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第82号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** さいか屋跡地開発に係る事業主体への本市の関わり方及び状況について**

現在、関係者と意見交換を進めているところであるが、開発の具体的な計画は明らかになっていない。

*** 意見交換を進めている関係者の範囲について**

さいか屋跡地の購入者及び近隣関係者と意見交換を進めている。

*** 県立川崎図書館の川崎駅前への移設に係る県との協議の可能性について**

川崎駅東口駅前地区については、本市の顔となる駅前にふさわしいまちづくりを目指すため、地区計画に基づき調整を図っていきたい。

*** 川崎駅東口駅前地区に公共施設を設置する可能性について**

公共施設の設置に限らず、駅前にふさわしいまちづくりの観点から調整を図っていきたいと考えている。

《意見》

- * 川崎駅東口駅前地区の整備計画については、商工会議所や商店街連合会からも要望が出されているため、早急にさいか屋跡地の開発の方向性が明確になるよう、協議・調整を進めてほしい。
- * 川崎駅東口駅前地区の整備計画については、人々の居場所となるような機能を持った施設が整備されるよう、協議・調整を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決